

## 二本松市指名競争入札実施要綱

平成17年12月1日告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、二本松市が発注する建設工事及び建設工事に関する業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の規定により指名競争入札に付すると決定した建設工事等（以下「対象工事」という。）について適用する。

(指名業者資格)

第3条 指名競争入札に指名される者（以下「指名業者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者でなければならないものとする。

- (1) 二本松市入札参加資格審査実施要綱（平成18年二本松市告示第119号）第8条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領（平成19年5月28日市長決裁）第2条、第3条及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) その他対象工事ごとに定める要件を満たしている者であること。

(指名業者の選考)

第4条 対象工事を所管する部等の長は、前条に該当する者の中から指名業者を選考し、建設工事等請負業者指名選考内申書（第1号様式。以下「内申書」という。）を総務部長に提出するものとする。

- 2 総務部長は、設計金額が1,000万円以上の建設工事又は300万円以上の建設工事に関する業務委託に係る対象工事を指名競争入札に付すときは、建設工事等請負業者指名選考依頼書（第2号様式。以下「依頼書」という。）に内申書を添えて、二本松市入札契約審査委員会要綱（平成17年二本松市告示第15号）に定める二本松市入札契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員長に提出するものとする。
- 3 審査委員会委員長は、前項の規定により依頼書及び内申書の提出を受けたときは、第3号様式により審査委員会開催の通知をするものとする。
- 4 審査委員会は、別に定める工事等請負業者指名選考基準に基づき指名業者の選考をするものとする。
- 5 審査委員会委員長は、前項の規定による選考結果について、建設工事等請負業者指名選考通知書（第4号様式）により、総務部長に通知するものとする。
- 6 総務部長は、設計金額が1,000万円未満の建設工事又は300万円未満の建設工事に関する業務委託に係る対象工事を入札に付すときは、内申書により指名業者を選考

するものとする。

(指名競争入札の指名等)

第5条 総務部長は、前条第5項の規定により通知があったとき、又は同条第6項の規定により指名業者を選考したときは、当該指名業者に対して第5号様式により指名の通知をするものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第6条 総務部長は、指名業者に対し、二本松市工事請負契約約款（平成17年二本松市告示第14号）、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を総務部財政課において一定期間内閲覧させるものとする。

2 指名業者は、設計図書等に関する質疑を総務部長に求めることができる。

3 総務部長は、前項の規定により質疑があった場合は、質疑があった業者を含め、全部の指名業者に対してその内容を適切な方法で周知するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の執行は、二本松市職務権限規程（平成17年二本松市訓令第5号）第24条の規定に基づき、総務部長又は総務部財政課長（以下「入札執行者」という。）が行う。

2 入札執行者は、入札に先立ち必要に応じて宣誓書の提出を求めるものとする。

3 入札執行者は、指名業者が代理人をもって入札する場合においては、委任状の提出を求めるものとする。

4 入札執行者は、必要に応じ、入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳書の提示を求め、当該工事の積算内容を把握している責任者が確認するものとする。

(落札者の決定)

第8条 入札の執行に当たっては、二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号。以下「規則」という。）第113条の規定を準用し、最低制限価格を設けることができるものとする。

2 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、規則第111条の規定を準用し、再度の入札を1回に限り行うものとする。

(入札結果の報告)

第9条 入札執行者は、落札者が決定したときは、直ちに工事請負等契約同に入札経過書、予定価格書、入札書、見積内訳書及び委任状を添付し、契約権者に報告するものとする。

(入札結果の公示等)

第10条 市長は、設計金額が1,000万円以上の建設工事又は300万円以上の建設工事に関する業務委託に係る対象工事の入札結果（予定価格を含む。以下同じ。）を二

本松市役所の掲示板に掲示し公示するものとする。

- 2 総務部長は、設計金額が1,000万円未満の建設工事又は300万円未満の建設工事に関する業務委託に係る対象工事の入札結果を総務部財政課において閲覧させるものとする。

(補則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市指名競争入札実施要綱（平成7年二本松市告示第49号）又は安達町指名競争入札実施要綱（平成8年安達町要綱）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年告示第54号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第44号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第3号）

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

附 則（平成22年告示第83号抄）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第13号）

改正

平成23年3月30日告示第64号

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第64号）

この要綱は、平成23年3月30日から施行する。

附 則（平成23年告示第78号）

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年7月26日告示第118号抄）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日告示第65号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日告示第175号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の二本松市技術評価型意向確認方式指名競争入札実施要綱の規定及び第2条の規定による改正後の二本松市指名競争入札実施要綱の規定は、同日以後の消費税及び地方消費税の課税資産の譲渡等に係る契約から適用する。

附 則（平成27年3月3日告示第26号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の二本松市技術評価型意向確認方式指名競争入札実施要綱及び二本松市指名競争入札実施要綱の規定は、施行日以後に公告する建設工事等に係る入札から適用し、同日前に公告した建設工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月29日告示第12号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日告示第45号）

この要綱は、平成31年10月1日から施行し、第1条の規定による改正後の二本松市技術評価型意向確認方式指名競争入札実施要綱の規定及び第2条の規定による改正後の二本松市指名競争入札実施要綱の規定は、同日以後の消費税及び地方消費税の課税資産の譲渡等に係る契約から適用する。

第1号様式（第4条関係）

建設工事等請負業者指名選考内申書

年	月	日	部長		課長		係長		担当	
工事等名										
予定事業費額										
選考業者数										
* 内申の考え方										
.....										
.....										
.....										
.....										
.....										
.....										
No.	商号又は名称	代表者名	点数	備考						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

注： 内申業者は、点数の高い順に記入してください。

第2号様式（第4条関係）

建設工事等請負業者指名選考依頼書

- 1 工事等名 \_\_\_\_\_
- 2 工事種別 土木 舗装 建築 電気 管水道  
測量 土木設計 建築設計 調査  
その他( )
- 3 設計の概要
- 4 予 定 額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 特記事項

上記の件について、工事等請負業者の指名選考を依頼します。

年 月 日

二本松市入札契約審査委員会  
委員長

総務部長

印



第4号様式（第4条関係）

建設工事等請負業者指名選考通知書

1 工事等名 \_\_\_\_\_

2 工事種別 \_\_\_\_\_

3 指名業者名

No.	商号又は名称	代表者名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

上記のとおり工事等請負業者を指名選考したので通知します。

年 月 日

総務部長

入札契約審査委員会  
委員長 印

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

各指名業者

二本松市長

印

工事の入札指名について(通知)

次の工事について、あなたを入札者として指名したので入札に参加されるよう通知します。

記

- |    |           |  |    |
|----|-----------|--|----|
| 1  | 工 事 番 号   | 第  | 号  |
| 2  | 工 事 名     |  |    |
| 3  | 工 事 場 所   | 二本松市   | 地内 |
| 4  | 工 事 期 間   | 着工<br>完成   |    |
| 5  | 図面及び仕様書   | 閲覧とする。   |    |
| 6  | 閲覧日時場所    |  |    |
| 7  | 入札執行日時場所  |  |    |
| 8  | 予 定 価 格   | 円(消費税及び地方消費税を除く金額)   |    |
| 9  | 入 札 保 証 金 |  |    |
| 10 | 入札書の記載金額  |  |    |
|    |           | 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |    |
| 11 | 入 札 担 当 課 |  |    |